

令和4年4月25日

第160回 遠野市農業委員会総会議事録

第160回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年4月12日
告示番号 遠野市農業委員会告示第7号
会議年月日 令和4年4月25日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、
13番 佐々木泰文、15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 14番 奥寺晴夫

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦
事務局次長兼
農業振興係長 菊池達紀
農地係長 多田由香子

本日の案件 第160回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ
る届出について
報告第4号 農地専門委員会に付議した事項について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
協議第1号 令和4年度農地パトロール（利用状況調査）について
協議第2号 令和4年度「農地の日」の活動について

開会時刻 午後1時30分

議	長	大変ご苦勞様です。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を10番、鈴木重徳委員にお願いします。
		(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)
議	長	<p>【会議成立宣言】</p> <p>本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第160回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、14番、奥寺晴夫委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】</p> <p>会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思います。</p> <p>4月1日、定期人事異動に伴う辞令交付式に参加してございます。それから、新教育長就任式に参加してございます。</p> <p>4月21日、農業再生協議会会計監査に出席してございます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。その前に次長から一言挨拶をお願いします。</p>
事務局次長		皆さん、ご苦勞様です。この度、4月1日定期人事異動で配属となりました、菊池達紀と申します。ご指導等よろしくをお願いします。
議	長	それでは、局長、説明をお願いします。
事務局長		<p>事業経過報告書に基づいて説明いたします。</p> <p>4月8日、農地法等申請締切日でした。</p> <p>4月13日、令和4年度第1回農地専門委員会を開催しております。</p> <p>4月14日、農地転用等現地確認調査を実施しております。</p> <p>4月21日、令和4年度第1回遠野市農業委員会運営委員会を開催しております。</p> <p>本日、第160回遠野市農業委員会総会。令和4年度第1回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催します。</p> <p>4月26日以降の主な行事予定です。</p> <p>5月9日、農地法等申請締切日です。</p> <p>5月13日、農地転用等現地確認調査を行います。予備日は16日です。</p> <p>5月中旬、第2回農地専門委員会を開催予定です。</p> <p>5月18日、市町村農業委員会会長・事務局長合同会議・研修会が行われます。</p> <p>5月23日、令和4年度第2回遠野市農業委員会運営委員会を開催します。</p> <p>5月25日、第161回遠野市農業委員会総会を開催します。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>【報告事項】</p> <p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局長		1ページから3ページになります。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は16件です。内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番は妹。番号2番、10番、14番が孫。番号3

		<p>番から9番、11番から13番、15番は子。16番は配偶者が相続です。 今後については、番号1番、一部貸付、残りは自己耕作及び管理です。 番号2番、貸付です。 番号3番、一部貸付、残りは自己耕作及び管理です。 番号4番、取得者の弟が耕作です。 番号5番、自己耕作及び管理。一部山林化しているため、今後、農地パトロールで非農地判断が必要と思われます。 番号6番、7番、自己耕作及び管理です。 番号8番、貸付です。 番号9番、10番、11番、自己耕作及び管理です。 番号12番、13番、一部貸付、残りは自己耕作及び管理です。 番号14番、一部自己耕作及び管理。一部山林化しているため、今後、農地パトロールで非農地判断が必要と思われます。 番号15番、16番、一部貸付、残りは自己耕作及び管理です。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに、質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局	長	<p>4ページになります。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。 番号1番、期間満了により解約するものです。 番号2番、規模縮小により解約するものです。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに、質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局	長	<p>5ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は3件です。 番号1番、耕作の利便性を図るため農業用倉庫を建築し、農業用資材の保管を行うものです。 番号2番、耕作の利便性を図るため畦畔を除去するものです。 番号3番、堆肥を保管する施設がないため堆肥舎を建築するものです。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに、質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第4号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。農地パトロールの事前調査・農地パトロール（利用状況調査）、「農地の日」の活動、の2点について、令和4年4月13日に開催した令和4年度第1回農地専門委員会で協議した結果について、佐々木義弘委員長から報告を受けましたので私の方から総会への報告をいたします。</p> <p>1点目、農地パトロールの実施にあたっては、「農地パトロールを1カ月早め、それともない事前調査日程も1カ月前倒しとしました」とのことでした。</p> <p>2点目、県内の農業委員会が一斉に取り組む「農地の日」の活動については、「農地パトロール出発式は例年より1カ月開催を早め、啓発用のぼり掲示、農地相談会については昨年同様に行うこととした」とのことでした。</p> <p>なお、「農地の日」、「農地パトロール」につきましては、本日の総会で協議をさせていただくこととしています。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農地専門委員会の皆様ご苦労様でした。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に11番、鬼原壽一委員、12番、佐々木義弘委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。</p>
農 地 係 長	<p>第160回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計3件、5,144㎡。</p> <p>利用集積、今月計11件、53,057㎡。</p> <p>法第4条、申請なしです。</p> <p>法第5条、今月計4件、1,588.66㎡。</p> <p>適用外、今月計2件、455㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、7,501㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいただきます。</p>
農 地 係 長	<p>8ページです。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、長年、借受人の父が使用貸借により耕作していましたが、借受人の父が死亡したため、その娘さんである借受人が引き続き耕作するため申請が出されたものであります。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果</p>

	の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●の山口です。15日に事務局3名、農業委員1名、推進委員3名で現地を確認しました。別段、問題は無いように見受けられました。
議長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
10番委員	10番、鈴木です。先ほどの説明では、元々借りていた借受人の娘さんが引き続き借りるということでしたけれども、借受人の耕作面積が0となっていました。これは相続がまだだからという意味ですか。
農地係長	お答えいたします。これについては別世帯になっておりまして、今回の借受人については農業を行っていませんので、新規扱いとなりますので、耕作面積が0となります。
議長	そういった場合はいいのですか。
農地係長	実家のお父さんが借りていた農地を、嫁いだ娘さんが引き続き、実家のお母さんと共に耕作するという申請であります。
議長	鈴木委員、よろしいですか。
10番委員	はい。
議長	その他、質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第3】
議長	日程第3、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	9ページです。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、譲受人は長年自己所有地として申請地を使用してきましたが、登記上譲渡人名義となっていたことから、今回、譲受人が要請し譲り受けるものです。 番号2番、母から子への生前贈与であります。 以上2件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。
議長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区の昆です。14日の午前中、現地確認いたしました。事務局が3名、農業委

		員2名、推進委員1名です。番号1番の譲受人ですけれども、お爺さんの時代のころからだということで、お互い納得しているようなので問題ございません。
議	長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第4】 日程第4、議案第3号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長		10ページです。議案第3号、農用地利用集積計画の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は11件で、新規が8件、更新が2件、所有権移転が1件です。所有権移転につきましては、令和元年11月10日においてあつせん委員を指名した件の売買が成立したことによります。 番号1番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。 番号2番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。 番号3番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。 番号4番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。 番号5番、更新です。 番号6番、新規で、契約期間6年の使用貸借権設定です。 番号7番、更新です。 番号8番、所有権移転で、売買価格は記載のとおりです。 番号9番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。 番号10番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。 番号11番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。 申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていることの各要件を満たしております。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり「可」と決しました。

議 長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第4号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>12ページです。議案第4号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により遠野市長から意見聴取があったので、農用地利用配分計画の案の作成について意見の決定を求めるものです。本議案に係る申請は再配分が2件です。議案書右側記載の現に権利の設定を受けている者から、左側の権利の設定を受ける者へ、岩手県農業公社から借り受ける農地の権利が変更になるものです。期間については、それぞれ当初の期間の残り期間となっています。申請の内容につきましては議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第6】 日程第6、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>13ページです。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、借受人の受注工事に係る作業用通路のための一時転用で、転用期間は2カ月となります。申請地は休耕している田で、工事現場に隣接し、地権者の同意が得られたことから適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。また、事業終了後は直ちに原状回復する計画であることを事業計画書で確認しております。</p> <p>番号2番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在妻の実家で生活していますが、子供の成長とともに手狭となったことから、妻の父からの贈与により自己住宅を新築しようとするものです。申請地は休耕している畑で妻の父の所有地であり、実家の隣接地で生活上の利便が良いことから適地として選定したものです。申請地は第1種農地ではありますが、既存集落に接続して設置されるものであることから第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当し、許可できるものと判断しました。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資予約証明書を確認しております。</p> <p>番号3番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在妻の実家で生活していますが、子供の成長とともに手狭となったことから、妻の父から使用貸借し自己住宅を建築するものです。申請地は実家に近く利便が良いこと、妻の父から同意が得られたことから適地として選定したものです。申請地は休耕している畑で第1種農地ではありますが、集落接続に該当し許可できると判断しました。また、申請地は農振農用地でありましたが、本年4月8日付けで遠野市長から農業振興地域農用地区域か</p>

	<p>らの除外決定を受けております。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しております。</p> <p>番号4番、駐車場及び薪置場整備を目的とする転用で、追認案件となります。申請人は住宅敷地の駐車スペースが狭く自家用車及び仕事用の大型車両の駐車場が必要であり、また、自宅暖房用の薪の保管場所が必要なため、昨年11月から今年3月にかけて整備を行ったものであります。申請地は父の所有地で自宅の隣接地であることから適地として選定したものです。申請人は令和2年3月に農地転用許可を得て今回の申請地の隣接地に住宅兼美容室を建築しましたが、その際、農振農用地の除外を行っており農振除外の申請地は1筆であったので、住宅建築部分と今回の申請地の部分が1筆であったことから農地転用許可を受けたものと認識しておりました。今回、登記をするにあたり農地であることが判明し申請が出されたものです。申請人は顛末書を提出し深く反省しており、悪意性はなく、当時事前に申請していれば許可できたものと思われるものであります。申請地は休耕している畑で第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当し許可できるものと判断しました。</p> <p>以上4件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員、菊池です。4月14日午前、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名。●●町です。現地確認した結果、何も問題ないことを確認しました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区の昆です。14日、事務局3名、農業委員2名、推進委員1名で現地を確認しました。内容は先ほどの事務局の説明どおりで、何も問題ないと確認しました。</p>
議 長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●●の多田でございます。14日、事務局3名、農業委員1名、推進委員2名、合計6名で現地を確認しております。</p> <p>番号3番は道路に面した畑でございます。特に問題はございませんでした。</p> <p>番号4番は薪置場と駐車場ということで、これも特に問題はございません。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第6号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>14ページです。議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定</p>

	<p>を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人の亡祖父が昭和8年に居宅を建築した際、市道への通路として整備し現在にいたってしまったものです。今回、申請人が住宅を新築するため土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。当時、亡祖父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>番号2番、申請人が昭和47年に小屋を建築し、平成4年に小屋を解体し、その後駐車場として整備し現在にいたってしまったものです。今回、申請人が住宅を新築するため土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上2件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区の昆です。14日、事務局3名、農業委員2名、推進委員1名で現地確認を行いました。内容は事務局の説明どおりでございますので、何ら問題ないと思います。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区最適化委員の佐藤芳夫でございます。14日、事務局3名、農業委員1名、推進委員2名で現地を確認いたしました。場所は、■■■■■という■■■がありまして、そのそばで、何ら問題ないと判断いたしました。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【協議事項】</p> <p>協議第1号、「令和4年度農地パトロール（利用状況調査）について」協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長	<p>協議第1号、令和4年度農地パトロール（利用状況調査）について、ご説明いたします。4月13日に第1回農地専門委員会で協議いたしました内容になります。資料につきましては別紙となります。</p> <p>令和4年度実施計画（案）となります。前年度との変更点についてご説明いたします。例年7月下旬から8月上旬にかけて実施していましたが、猛暑や雑草の伸び過ぎ等により調査しづらい環境となっていることから、時期を見直し7月上旬に実施するものです。令和3年度に利用状況調査した農地は、所有者の意向表明等から6カ月経過後速やかに現地確認を行う必要があることから、6月上旬に実施する、という内容になっています。</p> <p>日程につきましては、事前調査リスト提出依頼が4月25日。事前リスト提出が4月25日から5月25日、締め切りは5月25日となります。利用意向調査後の現地確認は6月1日から6月10日。農地パトロールの出発式及び説明会は6月24日。農地パトロールの利用状況調査は7月1日から7月12日。9月以降につきましては例年どおりとします。</p>

		<p>2 ページ目、利用意向調査後の現地確認の日程、事務局からの案でございます。変更したい場合は5月6日までに事務局へご連絡いただきたいと思います。現地確認方法等の詳細につきましては5月総会で説明いたします。</p> <p>なお、本日予定しております検討会での協議事項でもあります。</p> <p>以上でございます。ご協議よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>再開いたします。</p> <p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>よろしいですか。令和3年度の残っている分を6月1日から、予備日を含めて6月10日まで、ということになりますので、それぞれ記載になっている担当地区さんはよろしくお願ひしたいと思ひますし、この日程で都合が悪い場合はできるだけ早めに事務局まで連絡いただければと思ひます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号、「令和4年度農地パトロール(利用状況調査)について」は、提案のとおりとすることといたします。</p> <p>協議第2号、「令和4年度「農地の日」の活動について」協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
議	長	<p>失礼しました。協議第1号でちょっと説明不足の部分がありましたので、再度説明させていただきます。事務局、説明願ひます。</p>
事務局次長		<p>大変失礼いたしました。別紙の「農地パトロール事前調査について(お願ひ)」でございます。推進班で事前に農地調査を実施し、7月上旬から中旬に行う農地パトロールで調査すべき農地のリストアップをお願ひします。リストアップした農地の他に、「令和2年以前に調査し再調査」「調査希望あり」の部分ですけれども、「令和2年以前に調査し再調査」の部分につきましては過去、古いもので2010年に調査しA判定、B判定となったもので、現時点で対象または農地判断となっていないものとなっております。「調査希望あり」リストにつきましては、所有者等から調査希望があった部分のリストに掲載の農地も調査しますので、これを踏まえて、1日にパトロール可能な筆数のリストアップを行ってください。事前調査は各推進班で日程を調整し、リストの提出日までに行ってください。</p> <p>農地パトロール実施までの流れですが、1、「(事前調査)令和4年度農地パトロール農地リスト」に記入して事務局へ提出する。地目、面積が不明な場合は空欄で構いません。調査する農地の地割地番が分からない場合は、図面等で事務局に確認し記入してください。提出日は5月25日までとなります。2、提出されたリストの所有者等を事務局が調査する。3、提出されたリストに荒廃農地でも非農地にできない農地等が含まれていた場合は、推進班に情報を伝え事務局でリストから削除する。農地パトロールを実施しなくても必要に応じて推進班で指導等対応を行うこと。4、令和4年度農地パトロール(利用状況調査)を実施する。農地の調査に時間が必要となりますので、提出期限の厳守にご協力をお願ひいたします。用紙に記入の上、事務局に提出をお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>

議	長	再度説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。大変失礼いたしました。 次に、協議第2号、「令和4年度「農地の日」の活動について」協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。
事務局次長		協議第2号、令和4年度「農地の日」の活動について、ご説明いたします。4月13日に第1回農地専門委員会で協議いただきました内容になります。資料といたしましては別紙となります。 1、趣旨。農地法が制定された7月15日を「農地の日」として設定し、「1委員会1企画（ワンチャレンジ）」の考えのもと、県下農業委員会がこの日を中心に創意工夫を凝らした多彩な活動を実施することとして、平成25年3月から始まってございます。 2、令和4年度実施計画（案）。 農地パトロール出発式及び啓発用のぼり掲示。目的は、農地パトロールの目的である遊休農地の発生防止と耕作放棄地の解消、並びに農業委員会活動を広く周知する。出発式の日時は令和4年6月24日、金曜日、9時から。場所は遠野市役所とびあ庁舎、大会議室。内容は耕作放棄地解消宣言。のぼり掲示につきまして、実施日は農地パトロール実施日になります。場所につきましては市内。内容は各地区にのぼりを配布。推進班での事前調査や農地パトロールの際に携帯し活動をPRする。 農地等相談会。目的は、各地区で相談会を開催することによって農家の利便に寄与するとともに、地域における農地利用最適化の推進を図る。開催日は令和4年11月1日から8日を予定しております。場所は各地区センター及び宮守総合支所の会議室等を予定しております。内容は農地にかかる相談、農業者年金制度の説明。担当地区農業委員・農地利用最適化推進委員、事務局員で相談等対応します。その他としまして、開催周知の徹底で地区センター、JA等へのポスター掲示、チラシの配布を依頼。遠野テレビ、アグリガイドの活用。受付した相談票、相談者へのフォローで相談票を委員・推進委員、事務局が共有し、その後の経過結果を確認する。 3、当農業委員会における活動実績。過去の活動実績です。ご参照願います。 なお、本日開催の検討会におきましても協議事項であります。ご協議よろしくお願ひいたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第2号、「令和4年度「農地の日」の活動について」は提案のとおりとすることといたします。
議	長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
4番委員		確認なのですが、協議第1号の調査日は6月1日から6月10日とあり、●●●も該当しているのですが、まだ委員と相談をしていないので変更は可能ですか。ちょっと都合が悪いので、後で相談します。
事務局長		相談いただいて、変更の場合は連絡いただければ調整できますのでよろしくお願ひします。
議	長	4番、藤田委員、よろしいですか。
4番委員		はい。

議 長	その他、委員の皆様から。
8 番 委 員	この場をお借りしまして、色々迷惑かけることをお詫び申し上げたいと思います。私どもの地域の畑地ですけれども■■■が、機械が大型化しているということで耕作者から苦情がございまして、■■■と相談したところ、今すぐには手順は踏めないけれども今年7月、8月には移転できるようにと進めているところです。ただ、その■■■の建っている場所が30本くらいありますから地元の人たちにも頼んでやりたいと思いますが、その確認が、■■■では個人情報なので難しいということで、例えば農業委員会ではどのくらい協力できるのか確認したいのですが。■■■のほうでは■■■■いくらか個人情報があるので出来兼ねると言われているのですが、農業委員会ではどのくらい協力できるのか確認をお願いしたいと思います。
議 長	暫時休憩します。 (休憩)
議 長	再開いたします。 その他。
17 番 委 員	今月配布されているこのような資料ですけれども、このような資料をできれば紙ベースではないものをご準備いただければ、いつどういうことがあったのかというのを紙ベースだとちょっと大変なので、この件につきましては活動報告書のその他などでしか発信できませんので、今後の見通しであるとか考えをお話しいただければと思います。
事 務 局 長	お答えいたします。何度か、この議案等々多数だのご意見いただいておりますが、今後メール等で配信するとか、タブレットの配布も進んでいきますので、代わっていく可能性はありますが、この資料、本日は少なくともよろしいというご意見はいただきましたが、この資料が完成するのが本日の午前10時であったりして時間的に難しいというのも率直な意見でございます。議案書につきましてはこのように個人名等も入っておりますので、当然外に出ることはないとは思いますが誤って外に出してしまうということもありますので、お時間をいただければなと思います。これからタブレットが配布されますと便利な機能も活用できますので、前向きに考えて行きたいと思います。
議 長	17番、河内委員、よろしいですか。
17 番 委 員	個人情報については別口で考えるべき内容ですので、紙ベースだとかの問題と別問題ですので、例えば資料の内容とかについても、守秘義務とかについては今後ということではなくて必要な部分だったはずですので早急に明確にしておくべきだと思います。
議 長	回答の必要はありますか。
17 番 委 員	回答はいいです。
議 長	その他、委員の皆様からございますか。1時間過ぎましたけれどもこのまま継続して行います。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは、事務局から。

<p>事務局次長</p>	<p>その他でございます。令和4年度遊休農地解消活動について。別紙になります。前回、第159回総会で協議されました遊休農地解消活動の内容を一部見直したく、ご説明いたします。</p> <p>1、令和4年度の活動について。令和4年度の活動として、各地区や委員が採取した菜の花やヒマワリの種を希望する地区や市民に配布することとしていました。しかし、種が登録品種に該当する場合、種苗法の規定により、増殖した登録品種の種苗は育成者の許諾なしに譲渡や販売はできず、自分の種苗として使うことにも育成者の承諾が必要であるため、活動内容を見直し下記のとおり取り扱うこととしたいと思えます。変更点につきましては、菜の花とヒマワリの種（一般品種に限る）を各地区や委員からご提供いただき希望する地区に配布する、と変更いただきたいです。</p> <p>2、菜の花とヒマワリの種について。一般品種の場合でも、配布する行為が市民の誤解を招く恐れがあることから市民には配布しない。現時点で各地区から提供された種はヒマワリで、登録品種か否かを調査中。一般品種の場合は5月25日に希望する地区へ配布する。登録品種の場合は代替措置として事務局で一般品種のヒマワリの種を一括購入し各地区に配布する。経費はエゴマ会計から支出する。希望する地区は4月27日までに事務局に連絡をお願いいたします。</p> <p>以上のことを確認しながら進めてまいります。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、質問等ございましたらどうぞ。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>事務局</p>	<p>その他は、事務局。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>【閉会】</p> <p>それでは以上をもちまして第160回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p> <p>午後2時45分閉会</p> <p>署名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和4年4月25日</p> <p>遠野市農業委員 11番 _____</p> <p>同 12番 _____</p> <p>遠野市農業委員会会長 _____</p>